

高専カンファレンス 規約

第1条 (名称)

「高専カンファレンス」とは、その名称を用いて行われる、高等専門学校および高専生をテーマとする、勉強会をはじめとした各種活動（以下、「個別の活動」と言う）の総称、およびその集合体（以下、「コミュニティ」と言う）の名称のことを言う。

第2条 (事務局)

コミュニティの活動に必要な共有資源の管理・運用を行うために、事務局を設置する。事務局は、個別の活動における権限は有しない。

第3条 (事務局の人員)

事務局は、代表1名、副代表若干名、幹事若干名、顧問1名 で構成する。

第4条 (ワーキンググループ)

事務局で行う実務のうち、個別の案件で規模が大きいものについては、ワーキンググループを組織して実施にあたる。

第5条 (支援組織)

高専カンファレンスの各活動をサポートすることを目的として、支援組織を設置する。支援組織は、個別の活動に対し、要請に応じてサポートを行う。

第6条 (メーリングリスト)

高専カンファレンスに興味、関心をもつ者同士による自由な情報交換・議論の場として、メーリングリストを設ける。

メーリングリストの管理は事務局が行う。

第7条 (高専カンファレンスの開催)

高専カンファレンスの名称を用いた個別の活動を実施するときは、メーリングリストで、その旨を事前に通知しなければならない。

事務局は、通知があった個別の活動に対し、通し番号を割り当て、要請に応じて資源の割り当てを行わなければならない。

第8条 (後援規定)

高専カンファレンスの名称を用いて他団体の活動へ後援をするときは、メーリングリストへその旨を提案しなければならない。所定の期間内に反対意見が無い限りは後援できる。

第9条 (会計)

個別の活動における会計は、独立で行う。

ただし、個別の活動において余剰金が発生したときは、他の個別の活動へ繰り越すことができる。
余剰金の繰り越しは事務局で管理し、メーリングリストにおいて、適宜報告しなければならない。

第10条（規約改正）

この規約を改正するときはメーリングリストにおいて発議し、承認を得なければならない。所定期間内に反対意見がないときは承認されたものとする。

補則

規約第4条で規定するメーリングリストは、<http://groups.google.com/group/kosenconf>を用いる。

規約第8条および第10条における、所定期間は2週間程度を目安とする。特別に事情がある場合は個別に設定できる。